

海上係留設備（浮棧橋）譲渡募集要項

横浜ベイサイドマリーナ株式会社では、令和8年度に予定している浮棧橋改修工事に伴い、現在使用している海上係留設備（浮棧橋）を無償譲渡するため、譲受希望者を募集します。本譲渡は、資源の有効活用および港湾施設の適正な管理運用を目指し関係法令等を遵守し行うものです。

1. 譲渡対象

浮棧橋の改修工事に伴い撤去予定としている浮棧橋を譲渡対象とします。

2. 譲渡条件

次の条件に同意いただけることを条件とします。

- (1) 譲受希望者は当社担当者を交え、浮棧橋の現況を十分に確認してください。
- (2) 浮棧橋の付帯設備（クリート、フットライト等）は譲渡対象外です。
- (3) 浮棧橋の搬出・運搬に必要な分割サイズについては、協議のうえ決定します。
- (4) 浮棧橋を運搬可能と考えられる大きさに分割する作業は当社の手配で行います。
- (5) 分割作業の都合上、希望するサイズに沿えない場合があります。
- (6) 引渡しは、既設棧橋設置場所付近（海上）にて現状有姿渡で行います。
- (7) 搬出手配は、譲受者にて行うものとします。
- (8) 運搬費用が発生する場合は譲受希望者のご負担となります。
- (9) 引渡し後の不具合、安全性、法令適合性等について当社は保証いたしません。
- (10) 引渡し後に生じた損害、第三者との紛争等についても当社は責任を負いません。
- (11) ノークレーム・ノーリターンを条件とします。
- (12) 協議成立後、譲受希望者の都合により引き取りを辞退する場合、発生が予想される費用（産廃処理費、運搬費等の追加費用）が発生したときは、その実費負担を譲受希望者に求める場合があることをあらかじめご了承ください。
- (13) 譲受希望者は、本募集要項の内容を十分に確認し、その趣旨および譲渡条件を遵守するとともに、関係法令、条例、港湾計画その他関係規定に適合するよう、譲受希望者の責任において設備を設置し、使用および管理すること。

3. 譲渡が出来ない場合

次のいずれかに該当する場合は、譲渡できないことがあります。

- (1) 浮棧橋を運搬可能と考えられる大きさに分割する作業を行った際に、著しい損傷が生じた場合
- (2) 分割後、浮棧橋の浮力が保てないなど安全上支障があると当社が判断した場合
- (3) その他、譲渡が適当でないと当社が判断した場合

4. 募集期間

令和8年7月13日 ～ 令和8年8月31日（申込書必着）

※応募状況により募集期間内であっても受付を終了する場合があります。

5. 譲渡先の決定

本募集の目的である資源の有効活用に資すると認められた利用計画を優先し、利用場所、利用用途、搬出・運搬方法、譲渡条件への適合性その他必要な事項を総合的に勘案して決定します。なお、譲渡可能数量に達した場合は、募集期間内であっても受付を終了する場合があります。

6. その他

- （１）応募状況、譲渡先の選定状況、選定結果および選定理由に関するお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- （２）応募いただいたことをもって譲渡をお約束するものではありません。
- （３）募集要項に定めのない事項については、当社の判断により決定するものとします。

7. 申込から引渡しまでの流れ

- ①募集要項確認
- ②申込書提出
- ③現地確認
- ④譲渡先決定
- ⑤引渡し日程調整
- ⑥引渡し（10月下旬～11月上旬頃を予定しています）
- ⑦受領書提出
- ⑧搬出・運搬

8. お問い合わせ

横浜ベイサイドマリーナ株式会社

総務部施設課 多田

TEL:045-776-7597

Mail : tada1@ybmarina.com